

令和4年会津美里町議会定例会2月会議

議事日程 第1号

令和4年2月14日（月）午前10時00分開議

諸般の報告

①説明員の報告（別紙のとおり）

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案の上程及び提案理由の説明

第3 議案第4号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第14号）

第4 議案第5号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	杉山純一君
副町長	佐々木吉一君
総務課長	國分利則君
政策財政課長	鈴木國人君
健康ふくし課長	平山正孝君
産業振興課長	金子吉弘君
建設水道課長	鈴木明利君
代表監査委員	小島隆一君

○事務局職員出席者

事務局長	高木朋子君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

- 議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会2月会議を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

○諸般の報告

- 議長（横山知世志君） 日程に入ります前に、諸般の報告を行います。
説明員の報告はお手元に配付したとおりです。
-

○会議録署名議員の指名

- 議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、
9番 渋井清隆君
10番 星次君
の両名を指名いたします。
-

○議案の上程及び提案理由の説明

- 議長（横山知世志君） 日程第2、議案の上程及び提案理由の説明を行います。
本会議に送達されました事件は、会津美里町長より、議案第4号、議案第5号の2件であります。
お諮りいたします。本日は、議案を別紙付議事件一覧表のとおり上程し、提案者からの説明を求めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。
よって、ただいま宣告のとおり議事を進行いたします。
提案者から提案理由の説明を求めます。
町長、杉山純一君。

〔町長（杉山純一君）登壇〕

- 町長（杉山純一君） 本日、令和4年会津美里町議会定例会2月会議の再開に当たり、議員各位におかれましてはご参集を賜り、ありがとうございます。本定例会にご提案申し上げます議案2件の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第4号は、令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第14号）であります。除雪及び新型コロナウイルス感染症対策に係る経費等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ6,605万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を132億8,083万7,000円とするものであります。

次の議案第5号は、令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）であります。除雪に係る経費等を見込み、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億2,060万5,000円とするものであります。

私からは以上であります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（横山知世志君） これをもって提案理由の説明を終わります。

○議案第4号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、議案第4号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

政策財政課長、鈴木國人君。

〔政策財政課長（鈴木國人君）登壇〕

○政策財政課長（鈴木國人君） おはようございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第4号 令和3年度会津美里町一般会計補正予算（第14号）につきましてご説明いたします。

予算書と併せまして提出案件資料、それから提出案件参考資料を御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正予算につきましては、主に除雪経費、それから新型コロナウイルス感染症対策としての町独自事業に係る補正となっております。事業概要につきまして、提出案件参考資料として添付をさせていただいたところでもありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、予算書表紙を御覧ください。第1条におきまして、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,605万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億8,083万7,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費の補正でございます。2枚おめくりいただきまして、第2表を御覧いただきたいと存じます。3款民生費、2項児童福祉費、事業名、子育て世帯臨時支援事業301万円でございますが、子育て世帯への臨時特別給付金事業について、年度内の事業完了が見込めないことから繰越明許費を設定するものであります。

1枚おめくりいただきまして、3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入歳出の補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書によりご説明をいたします。まず、歳入でございます。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金100万円の補正増につきましては、2節の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金でございまして、離婚等により子育て世帯への臨時特別給付金を受け取ることができなかった方に対しまして給付金を支給するため増額するものであります。

19款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金6,505万7,000円の補正増につきましては、今回の補正予算における一般財源不足額の調整のため増額するものであります。

1枚おめくりいただきまして、4ページをお開きください。歳出であります。3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費100万円の補正増につきましては、歳入でご説明いたしました18節の子育て世帯への臨時特別給付金について増額するものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費620万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の町独自事業でありまして、提出案件参考資料でご説明をいたします。提出案件参考資料の1ページを御覧いただきたいと存じます。事業名、商工活性化事業であります。事業概要、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、まん延防止等重点措置が福島県全域に適用されたことに伴い、直接的に影響を受ける飲食店、飲食店の利用者減少により間接的に影響を受ける交通事業者等、売上げが減少し、経営の安定に支障が生じている事業者に対しまして飲食店等経営継続支援給付金を交付するものであります。支援対象といたしましては、町内に飲食店を営む事業者、町内に本社または営業所を有するタクシー事業者、貸切りバス事業者、町内に主たる営業所を有する運転代行業者とするものであります。支援内容につきましては、令和4年1月または2月の売上高と過去3年のいずれかの同月の売上高を比較いたしまして10万円以上減少している事業者に対し、一律10万円を支給するものであります。事業期間といたしましては、申請受付期間、令和4年2月21日から3月18日とするものでございまして、事業費であります。飲食店等経営継続支援給付金として620万円を18節の負担金補助及び交付金で新たに計上するものであります。

予算書4ページにお戻りいただきたいと存じます。3目の企業誘致促進費56万3,000円の増額につきましては、新鶴工業団地除雪委託料が不足する見込みのため、27節の工業団地造成事業特別会計繰出金を増額するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費5,260万3,000円の増額につきましては、豪雪に伴いまして除雪機械オペレーターの時間外勤務手当、燃料費及び除雪委託料について不足が生じるため、3節職員手当等から12節委託料までそれぞれ記載のとおり増額するものであります。

5ページでございます。13款予備費、1項予備費、1目予備費569万1,000円の増額につきましては、除雪対策事業等に対応する予備費の充当を行ったため、今後の想定外の予算の不足に備え、増額をさせていただくものであります。

なお、次ページ以降につきましては給与費明細書を添付しておりますので、御覧いただきたいと存じます。

歳入歳出の説明は以上であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

10番、星次君。

○10番（星次君） それでは、歳出の、歳入も関連するのですが、歳入歳出の中で6款商工費、1項商工費、1目の商工振興費、それから18節の負担金補助及び交付金の中の飲食店等経営継続支援

給付金の飲食店という定義、該当させる飲食店という定義で、日本標準産業分類の飲食店と今回のコロナ対策の給付金、若干解釈の違いがあるように受けられます。というのは、町内でたこ焼きとかきんつば焼きをやっている方が前回給付の対象にならなかったという事例があるわけです。けれども、この方々は食品衛生法の保健所の許可を得て、それで食品を提供しているわけです。ただ、日本標準産業分類でいっている飲食店と今このコロナ対策の飲食店との支給の違いがあるのです。その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの飲食店の定義についてでございますが、これにつきましては今回の支援事業に関しましては食品衛生法に基づきます飲食店、または喫茶店の営業許可を受けまして、店舗内に占有する飲食用に供する客席があり、店舗内で客の注文に応じて飲食料品を飲食させる店舗を指して言うてございます。ただし、客席に単純にイートインスペースがあるような店舗、いわゆるスーパーですとかコンビニ、これについては含めないものとさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 星議員。

○10番（星 次君） そうすると、椅子がなくて店頭販売、直接お客様とやり取りするような、今よくありますドライブスルーというか、そういうふうな飲食店というのは該当にならないという解釈でよろしいですね。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおただしでございますが、議員おっしゃるとおり、単純に対面販売するような店舗、事業者様につきましては、今回の支援金の該当にはならないというふうなことになると思います。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 12番、根本謙一議員。

○12番（根本謙一君） 2点お願いいたします。

まず、1点目が補正予算書の3ページの民生費国庫補助金のことです。子育て世帯への臨時特別給付金、これ説明ですと年度内に事業完了が見込めないということでもありますけれども、今回補正予算が可決されれば……

○議長（横山知世志君） もう一つは。

○12番（根本謙一君） 2点目は、今の同僚議員からのほうで質疑がありました商工活性化事業の内容についてです。

○議長（横山知世志君） お願いします。

○12番（根本謙一君） 1点目ですけれども、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、年度内に完

了が見込めないということですが、当然実態は把握されているかと思われるところから、なるべく早く給付事業を進めていただきたいというふうに考えれば、年度内に完了できないという主な理由はどういうことなのか伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 健康ふくし課長。

○健康ふくし課長（平山正孝君） ただいまの年度内にできない理由というご質問につきましてお答えさせていただきます。

まず、1つは3月出生児、出生したお子様について、どうしても3月下旬のほうになってくると、申請について4月に入ってしまうおそれがございます。その方につきましては、やはり繰越しをして対応しなければいけないということが1つ。

あと今回の補正100万円の分について、離婚等に至った場合の申請につきまして基準日が今回示されて、2月28日が基準日となります。それ以降の申請という形になってまいりますので、どうしても3月をまたいでしまうおそれがございます。そのために繰越しを設定させていただいたということでございます。

なお、申請通知のほうを出した時点で、早めに申請があれば年度内で出すことは極力対応したいと考えておりますので、繰越しについてはなるべく件数が少ないように対応できればと考えております。

以上です。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 了解いたしました。

2点目ですけれども、今同僚議員からもありました中で、県の給付金事業も同時に案内されておりますことは皆さんご存じかと思います。これとの関係はどういうふうになるのか、過去の事例ですと両方を受けることはできないということだったかと思います。県も受け、町の給付も受けるということではできないということであったかと思います。そのことに関してはどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） ただいまの県の給付金との関連性でございますが、今回のこの事業につきましては、県の給付金にかかわらず、該当すればお受けできるというふうなものになってございます。

以上でございます。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） そうしますと、いわゆるこれ過去3年に遡っての比較になりますから、相当件数は出てくるのではないかなというふうに想像しております。そういう中で、どうして今回飲食店並びに運転代行を含めて交通事業者というふうに限ったのか、そこを再度お伺いしたい。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、なぜ飲食店等の事業者に限ったのかなというふうなところではございすが、これにつきましては、まん延防止等重点措置が発令されて、やはり飲食店様におかれましては直接的に関連がございまして、いわゆるお客さんの入りが見込めないためにながりの減収が予想されるというふうなところではございまして、それに伴いまして交通事業者、タクシーですとか運転代行業様につきましては当然需要がなくなることににより減収にくるというふうなところでは対象とさせていただきますところではございまして、そのほかにもこのコロナ関連では疲弊している各事業所というのがたくさんあるとは思いますが、今回特に減収が予想される飲食店と交通事業者様に特定をさせていただきます、この事業を進めさせていただきますというふうなところではございまして、よろしくお願ひいたします。

失礼しました。過去3年に遡って一応比較の対象とするというふうな部分に関しましては、県の一時金の要綱と合わさせていただきますお願ひして、基本的にはいわゆるコロナが始まった時期をすべからく対比できるように過去3年まで遡らせていただいているというふうなことでございまして。

以上でございまして。

○議長（横山知世志君） 根本議員。

○12番（根本謙一君） 今ほど課長が述べられた中で、そのほかの事業者にとっても影響が少なからずあるというご認識を言われました。全くそうだと思います。過去3年遡ってみれば、私は本当にそこはもっとも対象者が浮かび上がってくるだろう中で、どうして今回飲食店並びにというところで小さく対象者を絞ってしまったのかというのがどうしても理解できないところがあります。実態は当然把握されていると思うからこそ、そこは今後のことも含めて何か考えていることがあるのかどうなのか併せてお伺ひしたいと思ひます。

○議長（横山知世志君） 産業振興課長。

○産業振興課長（金子吉弘君） 再度のおたがでございすが、やはり議員おっしゃるとおり飲食店等事業者様だけではなくて、コロナ禍においていろんな業種、業態の方が疲弊されているというふうな実態はつかんでございまして。

ただ、その施策を展開する上で、私ども直接課内だけで考えていることではなくて、各関係機関、いわゆる金融機関の方々ですとか、あとは商工会の経営指導員等と定期的に打合せを持ちながら様々な施策をちょっと考えているところではございまして。疲弊していることは間違いのないというふうなことは思っておりますので、今後各町内の様々な業種、業態の今の現状というものをしっかりと把握させていただきますお願ひした後に、適宜、最良の支援ができるように調査を重ねてまいりたいというふうなところでございまして。

○議長（横山知世志君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

3番、渡辺議員。

○3番（渡辺葉月君） 今回の議案に対して、1点、問題提起をさせていただきます。

○議長（横山知世志君） ちょっと待って。問題提起。反対ではなくて。

〔何事か言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ちょっと休憩します。

休 憩 （午前10時24分）

再 開 （午前10時26分）

○議長（横山知世志君） 再開します。

反対討論はほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第4号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議案第5号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第4、議案第5号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

ここで、当局より内容の説明を求めます。

産業振興課長、金子吉弘君。

〔産業振興課長（金子吉弘君）登壇〕

○産業振興課長（金子吉弘君） それでは、議案第5号 令和3年度会津美里町工業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）について内容をご説明申し上げます。

予算書と併せまして提出案件資料6ページを御覧いただきたいと存じます。なお、今回の補正につきましては、今期の大雪によりまして新鶴工業団地の除雪委託料が不足する見込みのため、補正を行うものでございます。

予算書にてご説明申し上げます。予算書の表紙を御覧ください。まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,060万5,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明申し上げます。3ページを御覧いただきたいと存じます。歳入でございます。2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金56万3,000円の増額につきましては、除雪委託料の不足に伴い、一般会計からの繰入金を増額補正するものでございます。

次に、4ページを御覧いただきたいと存じます。歳出でございます。1款工業団地販売管理事業費、1項工業団地販売管理事業費、2目新鶴工業団地販売管理事業費56万3,000円の増額につきましては、12節の除雪委託料を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

質疑があればこれを許可いたします。歳入歳出を一括しての質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第5号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして本定例会2月会議に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会2月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時31分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長

議 員

議 員